

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、〇会社に入社し、工場における工作機械による金属加工の業務に従事していた。その後、平成〇年〇月に〇工場の課長に異動し、工場の管理者として生産管理などの業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に同工場所属の熟練工が退職したことを契機に、工場の管理者としての仕事内容や仕事量に変化が生じ、心理的負荷が増した。

このような状態が続く中、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、代表取締役と同行して海外に出張した。

出張後1週間くらい経過すると、請求人に制止症状が出現するようになった。更にその後、易刺激性、食欲不振、気分の落ち込みが出現するようになったため、平成〇年〇月〇日〇クリニックを受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務に起因して発病したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件疾病は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないことから、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長は、精神障害の発病時期を平成〇年〇月中旬頃として業務上外を判断しているが、「DSM-IV」に基づくと、発病時期は平成〇年〇月の誤りである。発病時期を訂正して業務上外を判断すれば、平成〇年〇月以降に恒常的な長時間労働や極度の長時間労働を行っていたことから、精神障害の発病は業務上の事由に起因することが明らかであるため、監督署長の不支給処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月中旬頃発病したと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月間における業務による出来事は、平成〇年〇月〇日に〇工場所属の熟練工が退職したことに伴い、その業務を引き継いだ請求人の業務量が増加したことが挙げられる。  
この出来事は具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる」に該当し、その平均的強度は「Ⅱ」である。調査をしたところ、請求人の業務量は増加しているが、熟練工から引き継いだ業務の困難度及び受注増加等による業務量の増加の程度から判断すると、修正後の強度も「Ⅱ」相当として評価できる。また、この出来事後の状況が持続する程度の検討では、特筆すべき事項はなく、過重性は認められない。よって、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には該当しないものと判断される。
- (3) 業務以外の心理的負荷と考えられる出来事は認められない。  
個体側要因として、社会適応状況等に考慮すべき点は認められない。
- (4) 以上より、請求人に発病した「F32 うつ病エピソード」は判断指針の要件を満たさないため、業務上の事由により発病したのものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月中旬頃発病したと認められる。
- (2) 発病時期について

○クリニック主治医は、意見書において、「F32 うつ病エピソード」より下位分類の「F32.1 中等症うつ病エピソード」の発病時期を「平成○年○月から○月の可能性が高いと考えられる。」としているが、「F32 うつ病エピソード」の発病時期については言及していない。

請求人及び請求代理人は、DSM-IVに基づく診断で5種類以上の症状が出現した平成○年○月と主張している。

しかしながら、当審査官は、DSM-IVに基づく同診断結果については、地方労災協力医の意見書によれば、「疾患の発病時期と診断時点とを混同する傾向が認められ、平成○年○月を発病時期とすることの論拠に乏しいと考える。」と所見していることから、発病時期を平成○年○月と認めることはできない。

専門部会は、専門部会意見書において、「平成○年○月○日から○月○日の海外出張から帰って1週間後あたりを境にして、妻に不調を訴えるようになった。請求人は平成○年○月頃うつ病を発病したとして労災申請に及んでいるが、平成○年○月中旬には、うつ病特有の症状を呈しており、「F32 うつ病エピソード」を発病していたものと判断した。」と所見している。

当審査官としても専門部会意見による発病時期の医学的所見は妥当なものと判断し、専門部会意見のとおり平成○年○月中旬と判断した。

- (3) 請求人の本件疾病発病前、おおむね6か月の間に発病に関与したと考えられる業務に関連する出来事としては、平成○年○月○日付けで○工場所属の熟練工が退職したことにより、熟練工が従事していた業務を他の工員と共に引き継ぎ、請求人に新たな業務が加わったことが認められる。

この出来事は具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的強度は「Ⅱ」とされている。

出来事の心理的負荷の強度を修正する視点から検討すると、出来事前における恒常的長時間労働については、1か月平均の時間外労働時間はおおむね100時間を超えるような状態にはなかったことが認められる。

また、請求人が引き継いだ作業については、代表取締役が「請求人だけでなく他の工員も携わっていた。」「材料を工作機械に着脱する以外は自動加工であり、単純な作業の繰り返しである。」と述べている。

以上の出来事の内容及び程度からすると、特に考慮すべき修正点は認められないため、修正後の強度も「Ⅱ」と判断した専門部会意見は妥当なものと判断する。

次に、出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷について以下検討する。

出来事後における恒常的長時間労働については、おおむね100時間を超えるような状態にはなかったことが認められる。また、出来事後に時間外労働が増えるような状態にはなかったことが認められる。

休日出勤の実績はなく、休日出勤が増えるような状態にはなかったことが認められる。

したがって、「出来事後の状況が持続する程度」に係る心理的負荷は、「特に過重」であったとは認められない。

以上のことから、本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の強度を総合評価すれば、「弱」ないし「中」と判断されるもので、専門部会意見書は、要旨、業務要因を検討したうえで、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」ないし「中」と判断するとして、本件疾病の業務起因性を否定する意見を述べているが、当審査官としても、当該意見はおおむね妥当なものと考えられる。

また、特別な出来事は認められない。

- (4) 請求人の業務以外の出来事による心理的負荷及び個体側要因については特に認められない。
- (5) 以上のことを総合すると、請求人には業務に関連する出来事による心理的負荷は認められるものの、客観的にみて、精神障害を発病させる危険のあるほどの強い心理的負荷であったとは認められないから、判断指針に照らし判断すれば、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。